

## 一般救急講習（救急法）・救命講習等に伴う 新型コロナウイルス感染症対策について

救命講習を実施するにあたり、受講者及び職員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的に、次の遵守事項を満たす講習に限り、講習要領にて対応させていただきます。

なお、当日は、受講者の体調等を確認させていただき、発熱（37.0度以上）、呼吸器症状、倦怠感、臭覚味覚障害などの症状があれば、参加をお断りさせていただく場合があります。

### \*\*\* 遵守事項 \*\*\*

- ◆ 密閉空間、密集場所及び密接場面（以下「三密」という。）を回避する。
- ◆ 会場の広さに応じて受講できる定員を制限する。
- ◆ 人と人との一定の距離（2m程度）を確保する。
- ◆ 原則、組合管内の在住者、事業所等に勤務する者又は学校に在学する者（中学生以上に限る。）とする。
- ◆ マスクを着用する。
- ◆ 講習会場の換気を徹底する。
- ◆ 手指及び使用資器材等の消毒を徹底する。

### \*\*\* 講習要領 \*\*\*

#### 【一般救急講習（救急法）】

- ・AED トレーナーなどの使用方法は、講義や展示のみとさせていただきます。
- ・実技は胸骨圧迫のみとし、口対口の人工呼吸は、行いません。

#### 【救命講習】

- ・現在、開催日、内容及び感染症対策等を調整中です。決定次第、当組合ホームページに掲載する予定です。